

川辺町小口融資制度のご案内

1 小口融資とは

町内の中小企業者の皆様に、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達していただくために、岐阜県信用保証協会の保証を受けて融資する制度です。

2 小口融資制度の概要

融資対象者	川辺町内で、同一事業を1年以上行っている中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者で中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種に属する事業を行う方（注1） ※その他、下記の資格要件（注2）に該当する必要があります
融資限度額	1,250万円 ※他に保証協会の保証を受けている場合は融資限度額が異なります
融資期間	8年以内
資金使途	事業上の運転資金、軽易な設備資金
融資利率	年利0.8% 平成28年1月1日現在
信用保証料率	年利0.50%～年2.20% ※経営状況に応じて選定されます ※上記「融資利率」と別途で必要となります
連帯保証人	不要 ※特別な事情がある場合は連帯保証人を必要とします
担保	不要
取扱金融機関	大垣共立銀行川辺支店 東濃信用金庫川辺支店

注1 常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業を行う場合は5人以下）の法人及び個人
※農林漁業、金融保険業などの業種を営む方は対象となりません。

注2 [資格要件]

- ① 申込みの日以前1年間に納期が到来した町民税(所得割又は法人税割)の課税があり完納しているもの
〔ただし、地方税法の規定による障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額を控除されたことにより町民税の所得割の課税がなくなった者である場合は均等割を完納しているもの(個人の場合)〕
- ② 申込みの日以前1年間に納期が到来した町民税(均等割)の課税があって、これを完納しているもの又は障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額を控除されたことにより非課税であるもの(個人の場合)
- ③ 申込みの日以前1年間に納期が到来した町民税(均等割)の課税があって、これを完納し、代表者が連帯保証人となるもの(法人の場合)
- ④ 金融機関、保証協会の借入金を延滞していないこと
- ⑤ 過去に保証協会から代位弁済をしてもらったことがないこと
- ⑥ 過去に保証協会が代位弁済した事件の連帯保証人になっていないこと

※①～③はいずれかに該当する必要があります
※④～⑥は全てに該当する必要があります

3 申込窓口及び相談窓口

大垣共立銀行川辺支店 TEL 53-2611
東濃信用金庫川辺支店 TEL 53-2525

4 その他

※融資枠に限度がありますので、お申し込み多数の場合はご要望に添えない場合があります

5 小口融資利子補給制度

町の小口融資制度の利用者で、貸付元金、利息を定められた償還期限内に完済した場合、利用者の申請により1年間に支払った利息の約1/2を町が補給する制度を実施しています。（5年限度）